

Tax Analysis

For more information, please contact:

International Tax Services
National leader/Eastern China

Shanghai

Vicky Wang

Partner

Tel: +86 21 6141 1035

Email: vicwang@deloitte.com.cn

Northern China

Beijing

Jennifer Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7638

Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Southern China

Hong Kong

Sharon Lam

Partner

Tel: +852 2852 6536

Email: shalam@deloitte.com.hk

BEPS 行動計画 1：デジタルエコノミーに係る税務上の課題への対応

概要

「税源浸食と利益移転」（「Base Erosion and Profit Shifting」、以下「BEPS」）プロジェクトの一環として、OECDは2014年3月24日に、BEPS行動計画1（「デジタルエコノミーに係る税務上の課題への対応」）の討議草案を公表した。BEPS行動計画1では、デジタルエコノミーによるビジネスの変化を税源浸食を招く主な脅威の一つとしており、討議草案ではそれに対応するための提案がなされている。

当該討議草案は、OECD租税委員会又はその下部機関の総意を表すものではなく、利害関係者にコメントを求めるために実質的な提案を提示することを意図している。

提案

行動計画1におけるOECDへの要求

「現行の国際的な課税ルール適用にあたってデジタルエコノミーがもたらす主な困難を特定し、全体論的なアプローチを採用して、直接税及び間接税の双方を踏まえ、これらの困難に対応するための具体的な選択肢を策定する。調査を要する事項には以下が含まれるが、これらに限られない。一方の国の企業が他方の国において「重要なデジタル的存在（significant digital presence）」を有するものの、現行の国際的な課税ルールの下では、企業が相手国との繋がりを欠くために、当該他方の国において課税されないということ。デジタル商品・サービスの利用によって得られる市場性のある地域に関連するデータから創造される価値の帰属。新しいビジネスモデルから生じる所得の特性付け。関連所得に対する源泉地ルールの適用。デジタル商品・サービスのクロスボーダー取引に対するVAT（付加価値税）/GST（物品税）の効果的な徴収」。

討議草案における4つの主要テーマ

- デジタルエコノミーの背景
- デジタルエコノミーがBEPSのために創造する機会
- デジタルエコノミーに関連するBEPSの問題への対応方法（その他の行動計画での対応方法に焦点をあてている）
- デジタルエコノミーによってもたらされるより広範な税務上の課題に対応するための潜在的な選択肢に関する検討

討議草案で提示されている対応案

1. 恒久的施設（PE）の定義の変更
2. デジタル取引に対する源泉税課税
3. 消費税（付加価値税）に関する対応案

恒久的施設（PE）の定義の変更

a) 準備的又は補助的な性格の活動に係る例外規定の変更

PE 認定における準備的又は補助的な性格の活動に係る例外規定が変更され、又は取り消される。この案においては、「特定の業務」において、以下の活動が事業のコアな機能を構成する場合、準備的又は補助的な性格の活動に係る例外規定は取り消される。

- 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

討議草案では、「デジタルエコノミー」に対する定義付けがなされていないのと同様、上記の「特定の業務」に対する定義付けもなされていないが、典型的なビジネスモデルが想定されている。

討議草案では、準備的又は補助的な性格の活動に係る例外規定全体の取り消しを含む、その他の複数の案についても触れている。

b) 「重要なデジタル的存在」をカバーする PE の定義の変更

この案では、企業が特定の「完全に仮想的なデジタル活動」に従事し、かつ他方の国の経済において「重要なデジタル的存在」を有する場合、当該企業は当該他方の国において PE を有すると認定することができる。

c) 仮想 PE

討議草案では、過去に議論されたことのあるいくつかの PE の代替的基準について改めて触れている。これには、「仮想の事業を行う一定の場所の PE」、「仮想代理人 PE」、「オンサイトビジネス PE」が含まれる。

デジタル取引に対する源泉税課税

この案では、デジタル商品・サービスに係るある国の居住者から外国の電子商取引業者への特定の支払に対して源泉税が課される。

消費税（付加価値税）に関する対応案

討議草案では、デジタル取引に適用される付加価値税について、二つの案を提示している。一つ目は、低価値品の輸入に通常適用される税額免除措置を減らし、又は取り消すことである。二つ目は、非居住者であるサプライヤーに対して、消費者の所在地において登記を行い、かつ付加価値税を納付するよう要求することである。この案では、大きなコンプライアンスの負担が生じると考えられる。

スケジュール及び今後の作業

BEPS プロジェクトのスケジュールは非常に厳しいことから、OECD は 2014 年 4 月 7 日までにコメントを提出するよう要求した。2014 年 9 月に予定されている最終提案の決定に向け、4 月 23 日にパリで公開討議が行われた。個別協議は非常に時間を要するため、最終提案の採用には多国間協定（行動計画 15 - 2015 年 12 月まで）の締結を待つ必要がある。

コメント

急速に変化するデジタルエコノミーが世界各地の税務機関にもたらす大きな課題への取り組みは、OECDにとって最も難しいテーマであるかもしれない。OECDは「進行中のBEPSプロジェクトにより、より有利な税率が適用されるか又は課税されない地域に人為的に利益を移転することを目的としたストラクチャーは機能しなくなる」ことを明確に指摘している。新しいデジタル課税に関する提案はないが、討議草案では、多国間での解決案が合意に至らない場合、一国のみでの対応もあり得ることを暗に示しているようである。

本 Tax Analysis の内容は、デロイトの国際税務サービスに関わるものです。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : keving@deloitte.com.cn

香港特別行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : contse@deloitte.com.cn

重慶

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : clgong@deloitte.com.cn

濟南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

蘇州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

E-mail : mliang@deloitte.com.cn

大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

マカオ特別行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : quiva@deloitte.com.hk

天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : jassu@deloitte.com.cn

広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : contse@deloitte.com.cn

南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : qilu@deloitte.com.cn

上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : lijiang@deloitte.com.cn

デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : lkhaw@deloitte.com.cn

華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : angelazhang@deloitte.com.cn

華南区

殷国焯

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : dyun@deloitte.com.hk

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー
TEL : +86 21 6141 2128
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙
ディレクター
TEL : +86 21 6141 1703
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
シニアマネジャー
TEL : +86 755 3331 8116
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

植木 拓磨
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1711
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : taueki@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー
TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
シニアマネジャー
TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー
TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

川島 智之
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1437
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : tkawashima@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1702
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー
TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

滝野 恭司
シニアマネジャー
TEL : +86 20 8396 9228
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : ktakino@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太朗
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6545
FAX : +852 2542 4597
Email: ssugihara@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 182,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び廈門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

デロイト中国について

中国では、Deloitte Touche Tohmatsu , Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。Deloitte Touche Tohmatsu も Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited も Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Deloitte Global Services Limited, Deloitte Global Services Holdings Limited, the Deloitte Touche Tohmatsu Verein, 及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。

©2014 徳勤華永会計師事務所(スペシャルジェネラルパートナーシップ)